

あま市緑の基本計画 計画の見直しポイント

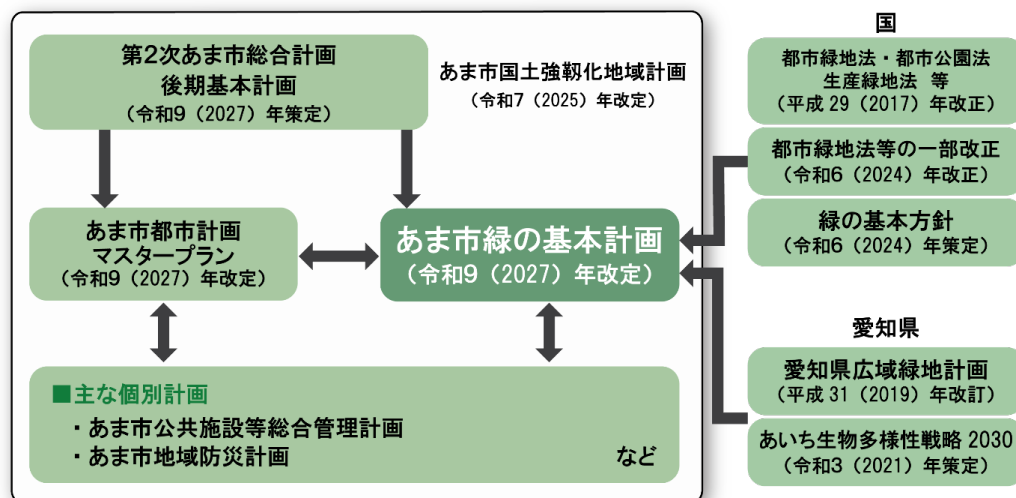
緑の基本計画

1. 緑の基本計画の位置づけと役割 ・第1章

(1) 概要

- ・あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画後期基本計画」や「あま市都市計画マスタープラン」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に基づき定めるものです。

あま市緑の基本計画の位置づけ



(2) 計画改定の目的

- ・本計画の策定から約5年が経過し、各種施策の進捗や社会情勢の変化が見られ、「第2次あま市総合計画後期基本計画」が策定されることから、本計画の改定を行います。

あま市緑の基本計画（2022-2032）の策定（令和4年）

社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した緑の都市づくりへと転換するとともに、地球環境やSDGs等も考慮した緑の都市づくりの指針として、本計画を策定しました。

本計画策定後の約5年間で変化した、本市の緑を取り巻く各種施策の進捗・社会経済情勢

現行計画が策定されてからの約5年間で、本市の緑を取り巻く各種施策の進捗や社会経済情勢の変化が見られ、これらの変化に対応した緑の都市づくりが求められています。

<各種施策の進捗>

- ・新庁舎の建設
- ・都市計画税を令和9年度から導入

<社会経済情勢の変化>

- ・気候変動対策への意識の高まり
- ・都市緑地法等の緑に関する法律の一部改正と「緑の基本方針」の策定（R6.12）
- ・生物多様性及び生態系サービスの悪化
- ・グリーンインフラの実装化に向けた取り組みの推進
- ・Well-beingの向上に資する緑の価値の変化
- ・官民連携による緑地確保の取り組みの推進

あま市緑の基本計画（2022-2032）の改定（令和9年）

- ① 計画策定後の社会経済情勢等の変化へ柔軟に対応し、次の5年間のまちづくりを計画的に進めていけるように計画を見直します。
- ② 現行計画の進捗状況を検証し、着実に計画が実施されるよう内容を見直します。

(3) 計画の目標年次

- ・基準年次を令和4（2022）年とし、目標年次を令和14（2032）年とします。

(4) 計画の対象区域

- ・本計画の対象区域は、本市全域（都市計画区域約2,749ha）を対象区域とします。

(5) 対象とする緑とその役割

- ・本計画では、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース、河川等の水辺空間、学校等の公共施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。
- ・これらの緑が持つ主な役割は、以下の4つの通りです。

計画における緑

公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース		河川等の水辺空間
		
森ヶ丘公園	リバーサイドガーデン	蟹江川
学校等の公共施設の緑地	社寺林や農地等の民有緑地	
		
甚目寺東小学校	社寺林：八剱社	農地

緑が持つ主な機能

環境保全機能	生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等
レクリエーション機能	休養や遊戯、散策等の余暇空間の確保 等
防災機能	避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等

2. あま市のこれまでの緑の都市づくり …第2章

(1) 緑地の現況 …第2章 (p.2-6~14)

- ・本計画で対象とする緑地には、公共施設等として管理される「施設緑地」と土地利用コントロールで確保される「地域制緑地」があります。
- ・本市の緑地は、計画策定時と比較して、地域制緑地のうち法によるもの（主に農用地）が大きく減少しており、緑地率も 23.33% から 22.49% に減少しています。

【緑地の分類】

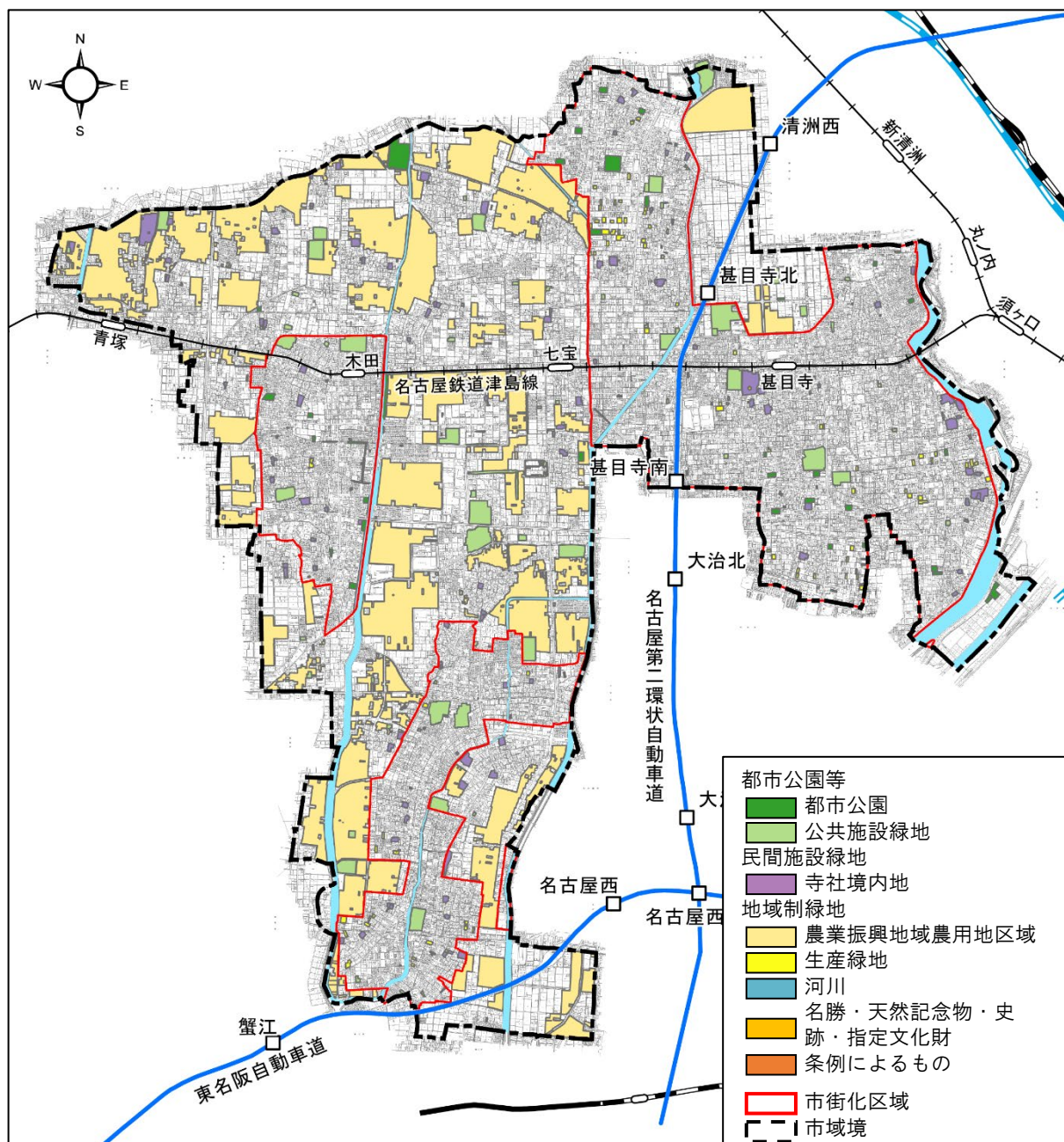
分類	該当する緑地	あま市にある主な緑地
施設緑地		
都市公園	・都市公園法で規定される公園	森ヶ丘公園、リバーサイドガーデン
公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設	ちびっこ広場、児童遊園、学校、グラウンド、七宝焼アートヴィレッジ等の公共施設の緑地
民間施設緑地	・社寺境内地など、民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設	社寺林
地域制緑地		
法によるもの	・農業振興地域整備法^{※1}：農業振興地域農用地区域 ・生産緑地法：生産緑地 ・河川法：河川区域 ・文化財保護法：史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの（蓮華寺庭園など）	
条例等によるもの	・愛知県自然環境保全地域（蓮華寺寺叢）	

※1：農業振興地域の整備に関する法律（正式名称） 参考：緑の基本計画ハンドブック（令和3年度改訂版）

【緑地現況量】

項目			計画策定時（R3.4.1）			最新値（R8.4.1）		
			箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人
施設 緑地	都市公園等	都市公園	56	13.11	1.47	56	13.11	1.50
		公共施設緑地	112	55.20	6.20	114	57.26	6.53
		合計	168	68.31	7.67	170	70.37	8.03
	民間施設緑地		131	26.91	3.02	129	27.36	3.12
	施設緑地 合計		299	95.22	10.69	299	97.73	11.15
地域制 緑地	法によるもの		103	545.31	61.24	91	520.02	59.32
	条例によるもの		1	2.21	0.25	1	2.21	0.25
	重複分		1	0.10	－	1	0.10	－
	地域制緑地 合計		103	547.42	61.48	91	522.13	59.56
重複分			3	1.53	－	3	1.53	－
緑地 総計			399	641.11	72.00	387	618.33	70.53
人口			89,045（R3.4.1）			87,668（R8.4.1）		
市域面積（ha）			2,749			2,749		
緑地率（％）			23.33％			22.49％		

緑地現況図



(2) 緑被の現況 ※新規作成 ・第2章 (p.2-15)

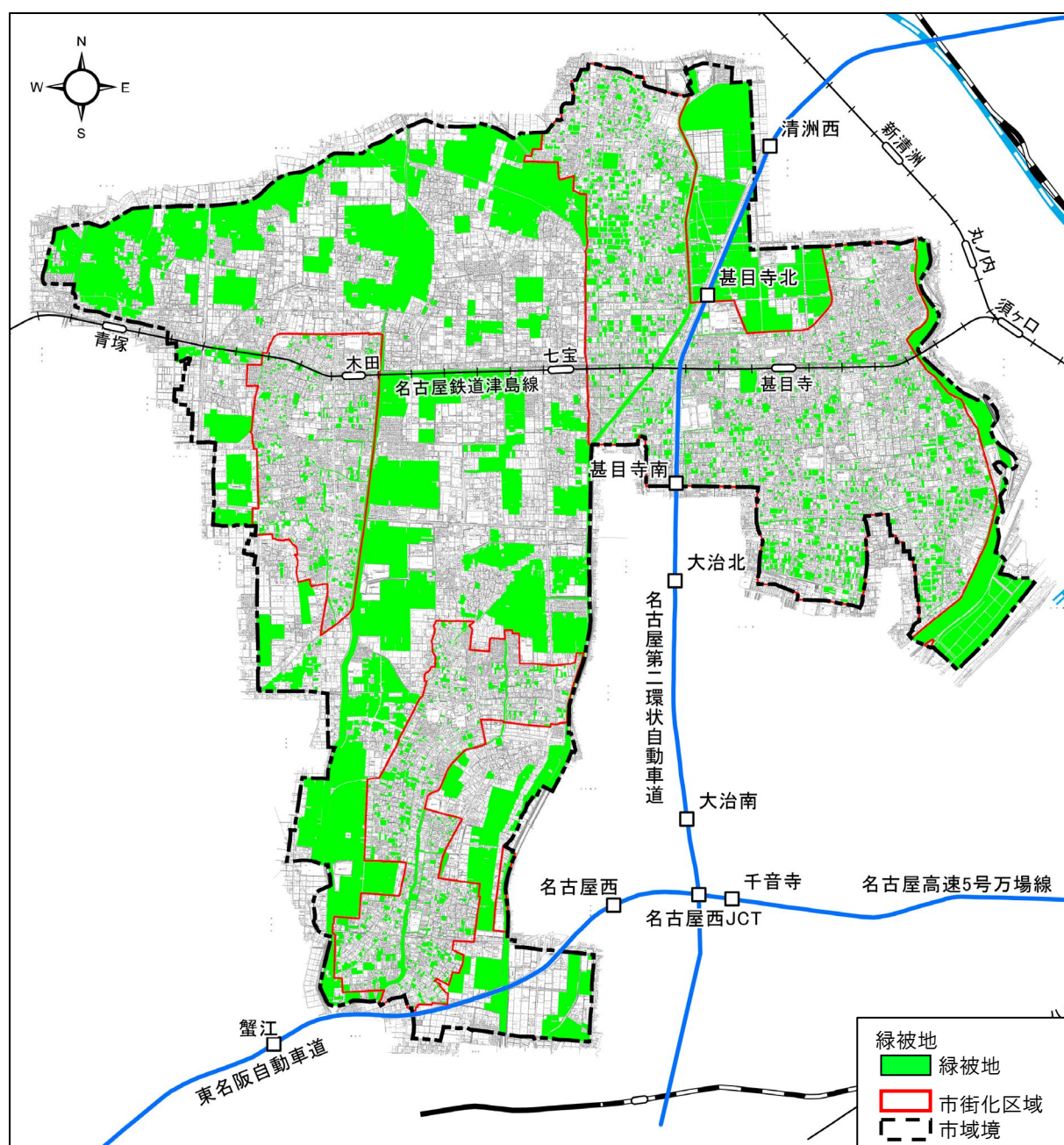
- ・緑被率は、樹木や草木、農作物、水面などの緑で覆われている土地の面積の割合を指します。本市における緑被率は、市全域で 36.15% となっています。

■緑被率の現況

※令和 8 (2026) 年 7 月調査時点

項目	現況
緑被地 (ha) 合計	993.70
区域面積 (ha)	2,749
緑被率 (%)	36.15%

緑被現況図



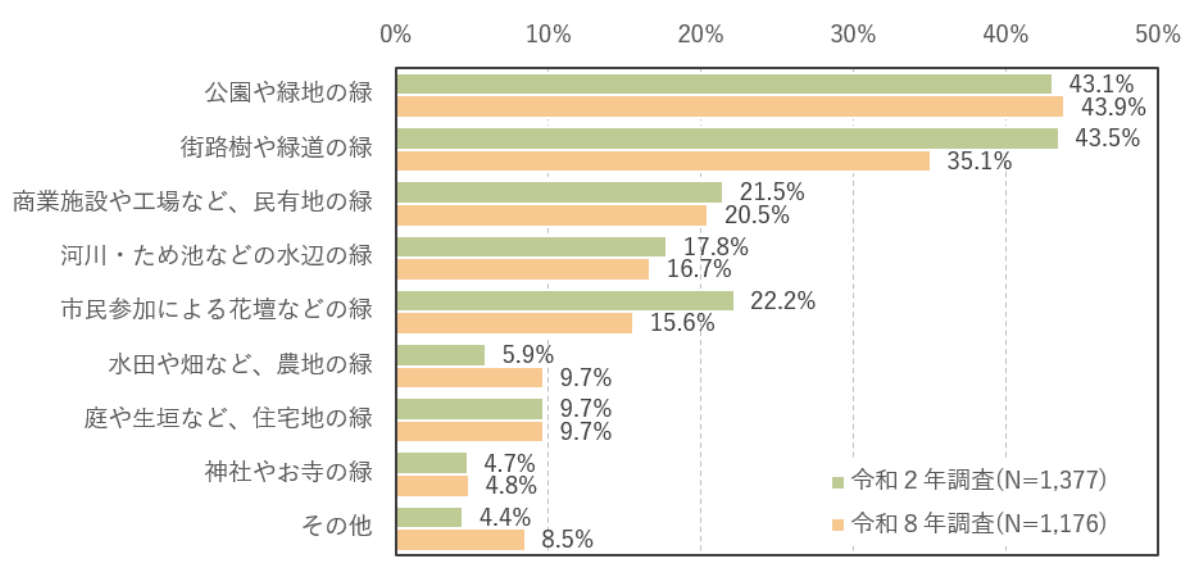
出典：令和 5 年都市計画基礎調査、あま市資料

(3) 緑に関する市民の意識 …第2章 (p.2-16～28)

- ・本プランの策定及び改定にあたり、令和2（2020）年に『あま市都市計画マスタープラン』及び『あま市緑の基本計画』策定に係る市民アンケート調査、令和8（2026）年に「第2次あま市総合計画後期基本計画策定等に関するアンケート調査」の結果を整理し、市民の意見や要望を反映させます。（※「回答者数＝N,n」と表記）

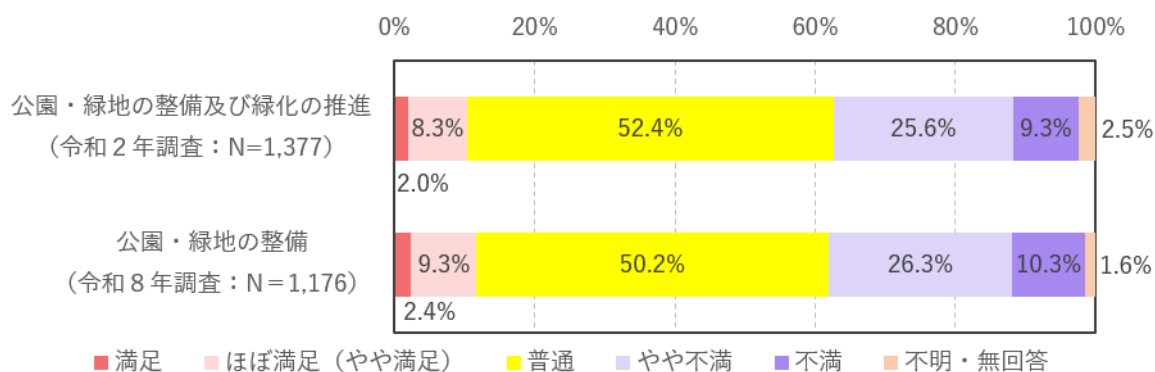
①お住まいの地域で不足していると思う緑（3つまで回答）

- ・「公園や緑地の緑」（R2：43.1%、R8：43.9%）や「街路樹や緑道の緑」（R2：43.5%、R8：35.1%）が令和2年調査及び令和8年調査の両方で上位2項目となっており、**公共緑地が不足している**と回答している市民が多い傾向にあります。



②公園・緑地の整備等に関する満足度

- ・令和2年調査では「公園・緑地の整備及び緑化の推進」に関する満足度、令和8年度では「公園・緑地の整備」に関する満足度を調査しました。
- ・満足度（満足＋ほぼ満足）は R2：10.3%⇒R8：11.7%、不満度（やや不満＋不満）も R2：34.9%⇒R8：36.6%で推移しており、いずれも大きな変化は見られなかったものの、満足と感じる市民より不満と感じる市民の割合が多くなっています。



③よく利用する公園（自由記述） ※令和2年度調査より

<市内（上位10ヶ所）>

- ・市内でよく利用する公園として挙げた都市公園は森ヶ丘公園（50人）が最も多く、次いで二ツ寺親水公園（14人）、木田郷西公園（13人）となっています。
- ・都市公園以外では、七宝焼アートヴィレッジ（35人）や文化の杜（美和文化会館）（7人）、上萱津コミュニティ防災センター（5人）等、公共施設に併設する緑地や広場が挙げられています。

項目	回答数
森ヶ丘公園	50
七宝焼アートヴィレッジ	35
二ツ寺親水公園	14
木田郷西公園	13
小路1号公園（旧ふれあい公園）	12
リバーサイドガーデン	7
文化の杜（美和文化会館）	
小路2号公園（旧なかよし公園）	6
池端ちびっこ広場	
上萱津コミュニティ防災センター	5

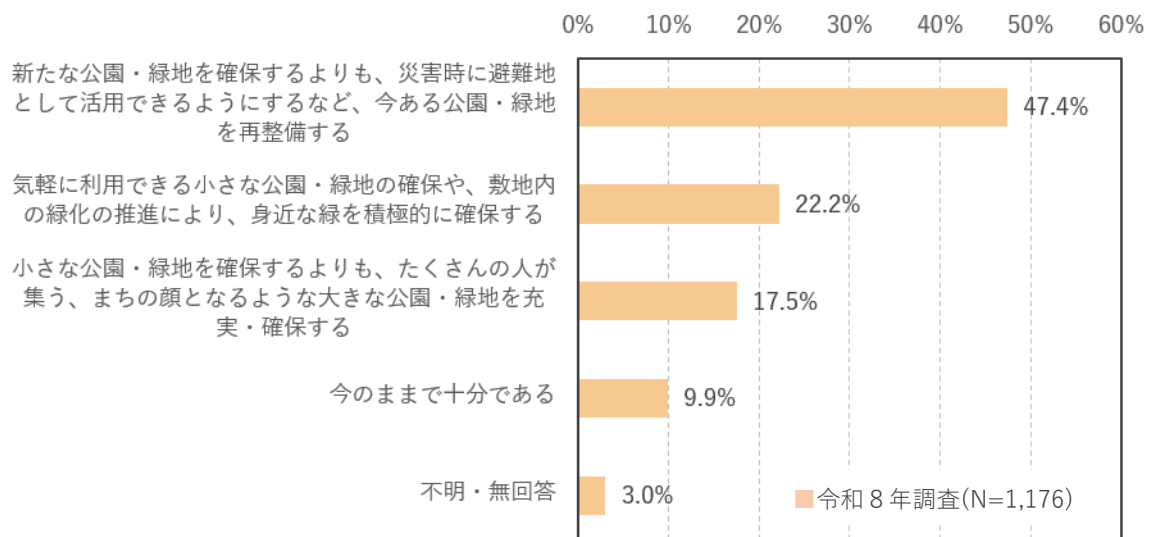
<市外（上位10ヶ所）>

- ・市外でよく利用する公園として挙げた公園は戸田川緑地公園（71人）が最も多く、次いで国営木曽三川公園（43人）、庄内緑地公園（35人）となっています。
- ・よく利用する公園の所在地は、名古屋市や津島市、稲沢市等の隣接市町が多くなっています。

項目	回答数
戸田川緑地公園（名古屋市）	71
国営木曽三川公園（愛知県・三重県・岐阜県）	43
庄内緑地公園（名古屋市）	35
海南こどもの国（弥富市）	33
天王川公園（津島市）	27
名城公園（名古屋市）	22
祖父江緑地公園（稲沢市）	19
中村公園（名古屋市）	16
鶴舞公園（名古屋市）、津島東公園（津島市）	10
稲沢公園（稲沢市）	7

④公園・緑地などの整備において、これからのまちづくりで重要だと思う取組み（単一回答）

- ・「新たな公園・緑地を確保するよりも、災害時に避難地として活用できるようにするなど、今ある公園・緑地を再整備する」（47.4%）が最も高くなっています。



【計画の見直しポイント①：緑に関する市民意識の把握】

市民アンケート調査の結果、公園・緑地の整備等に関する満足度に大きな変化は見られなかったものの、公園や緑地等の公共緑地が不足している回答が多く挙がりました。

公園・緑地などの整備でこれから重要だと思う取組みとして、避難地として活用できるように今ある公園・緑地を再整備することに対しての回答が多く、**既存公園の再整備**が求められています。

3. あま市が目指す緑の将来像 …第3章

(1) 施策の実施状況

現行計画で記載している基本施策に関する個別事業の実施状況について、代表的なものを抜粋して整理します。

基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり【keyword：環境・防災】

施策の方向性	1-1 水と緑のネットワーク形成
	1-2 河川・水路の親水性向上
	1-3 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

【市役所整備における緑の空間形成】

- ・庁舎東側は、つどいの広場を中心に高低差を活かした緑地空間を整備し、市民が親しみやすく日常的に利用できる憩いの空間を創出しました。
- ・あわせて、雨水貯留施設や透水性舗装を整備し、雨水流出の抑制を図るとともに水循環に配慮したグリーンインフラの形成を推進しました。



市役所（つどいの広場）

【遊歩道及び親水施設の整備】

- ・水環境整備事業により、沖之島地区の水路沿いや萱津地区の水路上部に遊歩道や親水施設を整備し、水辺空間の創出と緑のネットワークの形成を図りました。
- ・水路護岸や管理用道路を整備することで、水路機能や水路景観、周辺農地の保全を図るとともに、管理用道路を散策路として活用し、地域住民が水辺に親しめる憩いの場を創出しています。



沖之島水路

【植栽や街路樹等の適正管理】

- ・街路樹の樹種転換や植樹帯の防草対策を実施し、良好な道路景観の形成と維持管理の効率化を図りました。
- ・公園や緑地については、計画的な樹木更新や適切な維持管理により、安全で快適な公園・緑地環境の保全に努めました。



街路樹の管理

【森ヶ丘公園の再整備】

- ・森ヶ丘公園の再整備を令和2年度から令和4年度に実施し、プール跡地の緑化や遊具の更新など公園施設の充実を図るとともに、応急給水施設を設置し、防災機能の強化を図りました。



森ヶ丘公園に設置した応急給水施設

基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり【keyword：生活・活力】

施策の方向性

- 2-1 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備
- 2-2 市民ニーズに対応した緑の都市づくり
- 2-3 地域の特性に応じた公園の整備・充実

【歴史・文化の拠点の改修整備】

- ・文化財とその周辺の緑地が一体となった歴史的景観の保全・活用を進め、地域の魅力向上に取り組んでいます。



甚目寺境内地

【既設公園の改修整備】

- ・既設公園では、老朽化した遊具の修繕・更新及び樹木の伐採を行っています。
- ・ちびっこ広場や児童公園では、計画的にフェンスを更新し、利用者が安心して施設を利用できるよう努めています。



遊具の改修

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり【keyword：活用・協働】

施策の方向性

- 3-1 地域の景観資源の保全・活用
- 3-2 市民や事業者との連携・協働の推進
- 3-3 緑に関する情報発信と普及啓発

【市役所整備における緑化の推進】

- ・市役所整備事業において、愛知県の「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業補助金」を活用し、市の木「ハナミズキ」などを植栽することで、公共施設における緑化の推進と、緑豊かな景観の形成を図りました。



ハナミズキの植樹

【市民協働による都市公園の再整備】

- ・令和2年度から令和4年度に実施した森ヶ丘公園の再整備事業の完了を記念して、愛知県の「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業補助金」を活用した「みどりフェスティバル in 森ヶ丘公園」を開催しました。地域住民の参加のもと、市の花「ユリ」などの植樹を行い、市民協働による緑化活動を推進しました。



みどりフェスティバルの様子

【農地保全会による優良農地の保全】

- ・市内各地区の農地保全会において、水路の機能保全を目的とした除草活動や、ひまわり等の景観形成作物の植栽、生き物調査などを実施し、優良農地や農村環境の保全に取り組んでいます。



ひまわりの植樹

（２）目標値の達成状況 …（p.3-6）

- ・現行計画では、緑の基本方針や将来像の実現に向けて３つの目標値を設定しています。達成状況を以下に整理します。

目標１：緑の満足度（不満と感じる方の割合）

公園や緑地、街路樹等の身近な緑の充実や、水と緑のネットワークの形成等により、策定時に実施した市民アンケート調査の緑の満足度に関し、不満とを感じる回答者の割合の減少を目指し、目標値を設定しています。

本改定では上記に係る調査を実施していないため、中間評価は行いませんが、参考として、公園・緑地の整備等の満足度の比較結果を下記に示します。令和２（２０２０）年は 34.9%、令和 8（2026）年は 36.6%となっており、**1.7%増加**していることから、今ある公園の質的向上が求められます。

計画策定時 【令和 2（2020）年】	最新値 【令和 8（2026）年】	目標値 【令和 14（2032）年】	評価
25.3%	—	15%	—

（参考）公園・緑地の整備等に関する満足度

計画策定時【令和 2（2020）年】	最新値【令和 8（2026）年】
34.9%（公園・緑地の整備及び緑化の推進）	36.6%（公園・緑地の整備）

目標２：緑地の割合

都市公園や寺社境内地等の緑（施設緑地）や、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、愛知県自然環境保全地域等の緑（地域制緑地）の保全に努め、市域面積に対する緑の割合の現状維持を目指し、目標値を設定しています。

令和 8（2026）年の最新値は 22.5%と、令和 2（2020）年と比較して **0.8%減少**しており、目標の 23%を概ね維持していますが、緑地がこれ以上減少しないような対策を講じることが求められます。

計画策定時 【令和 2（2020）年】	最新値 【令和 8（2026）年】	目標値 【令和 14（2032）年】	評価
23.3%	22.5%	概ね 23% （現状維持）	概ね維持

目標３：市民一人あたり都市公園等面積

都市公園や公共施設緑地の整備、維持等により、市民一人あたりの都市公園等面積（都市公園面積＋公共施設緑地面積）の増加を目指し、目標値を設定しています。

令和 8（2026）年の最新値は 8.03 ㎡/人、令和 2（2020）年と比較して **0.36 ㎡/人増加**しており、目標値の約 8.1 ㎡/人に向けて順調に推移しています。ただし、増加した要因は都市公園等の増加ではなく、人口減少であるため、今後は民間活力なども導入しながら緑地の増加を目指していくことが求められます。

計画策定時 【令和 2（2020）年】	最新値 【令和 8（2026）年】	目標値 【令和 14（2032）年】	評価
7.67 ㎡/人	8.03 ㎡/人	約 8.1 ㎡/人	順調に推移

4. 緑に関する新たな視点

(1) 都市緑地法等の緑に関する法律の改正 .. (p.2-30)

- ・近年の気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being^{*1}）の向上等の課題解決に向け、令和6（2024）年に都市緑地法等の緑に関する法律が改正されました。
- ・本改正では、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境の実現に向けて、都市緑地の確保や保全・更新等に関する制度が創設されました。

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する**基本方針**を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する**広域計画**（仮称）を策定。

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

- ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。



、広域の緑地配置（イメージ）

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

- ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」（仮称）として位置付け。
- ・特別緑地保全地区※で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる条例を創設。＜予算＞（実施に当たり都市計画税の充当が可能）
 - ※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区



②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

- ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構（仮称）の指定制度を創設。
- ・機構が行う業務について都市開発資金の貸付けにより支援。〈予算〉



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

- ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針**を国が**策定**。
- ・民間事業者等による**緑地確保の取組**を国土交通大臣が**認定**する制度を創設。
上記認定の審査に当たっての調査を代行する機関の登録制度を創設。
- ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。＜予算＞



民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

- ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
- ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。〈予算〉

資料：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律案」より抜粋

(2)「緑の基本方針」の策定 … (p.2-31)

- ・令和6（2024）年の都市緑地法等の改正を踏まえ、「緑の基本方針」が策定されました。
- ・全体目標として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」が掲げられ、国全体で都市の緑地を郊外部も含めて保全・創出し、そのうち市街地については緑被率3割以上を目指す方向性が示されました。
- ・個別目標として「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル*²都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブ*³を実現した都市」「Well-being が実感できる水と緑豊かな都市」の3つを掲げ、推進の視点として多様な主体の連携や資金の確保などが示されています。

※1：心身の健康や社会的な充足感が満たされた状態のこと

※ 2：温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

※ 3：近年進行する生態系サービス等の悪化を踏まえ、生物多様性の負（損失）の流れを止めて正（回復）に反転させること

5. あま市の緑に関する現況分析 ・第2章（p.2-36～2-37）

これまでの緑のまちづくりを踏まえ、あま市の主な現況を以下に整理します。

本市の特性	・【更新】今後の人口は令和2（2020）年の約86,100人から令和32（2050）年の約72,700人と、30年間で約16%減少する予測である（国立社会保障・人口問題研究所推計） ・公共施設の維持管理費は今後増大する見込みであり、選択と集中による公園緑地や街路樹等の整備が求められる
都市公園の整備状況	・【更新】一人当たりの都市公園面積は1.50㎡/人となっており、国の標準値(10.0㎡/人)や愛知県の平均(8.09㎡/人)を大きく下回っている ・【追加】既存公園の機能向上や再整備が求められている
環境保全機能	・市域は広大な濃尾平野にあり、田畑が広く分布しているが、宅地への転用が進んでいる ・愛知県の自然環境保全地域に指定されている蓮華寺寺叢（じそう）をはじめ、市内に点在する社寺林が多様な生き物の生息空間となっている ・市内に広がる田畑、庄内川や新川、五条川等の河川は、生物多様性の維持に寄与している ・【市民意識調査】 ・農地などの身近な緑に魅力を感じる市民が多い
レクリエーション機能	・本市には街区公園や近隣公園といった住区基幹公園は整備されているが、大規模な公園や緑地は整備されていない ・【市民意識調査】 ・緑に対して健康増進や休息、子育てなどに日常的に利用できる空間を求める傾向がある
防災機能	・市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であるため、大地震における液状化の危険性が高く、津波浸水想定に一部かかっている ・遊水池や雨水貯留施設等の排水対策が順次進められている ・【市民意識調査】 ・【追加】防災機能を有する公園・緑地の整備の要望が高い
景観形成機能	・【更新】市内には、甚目寺観音や蓮華寺をはじめとする社寺林が129ヶ所、27.36ha存在し、あま市の歴史的景観の形成に寄与している ・伝統工芸である七宝焼をテーマにした総合施設である「七宝焼アートヴィレッジ」の年間利用者数は約11万人であり、今後も伝統産業の継承や観光資源としての活用が期待されている ・【市民意識調査】 ・地域の歴史・文化に魅力を感じる市民が多い
連携・協働	・近年、全国的に市民や事業者と連携・協働して公園緑地の整備や維持管理が取り組まれているが、本市においては市民や事業者との連携・協働による維持管理等を行う仕組みが整っていない ・【市民意識調査】 ・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして、「公園や緑地、街路樹等の適正な維持管理」が求められている
【追加】緑に関する新たな視点	・民間活力を最大限生かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進する緑豊かで魅力的なまちづくり ・都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進めることによる、良好な都市環境の実現 ・「人と自然が共生し、環境への負担が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」の実現に向けた都市の緑地の保全・創出と、①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市、②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市、③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市の実現

6. あま市の緑に関する課題 …第2章（p.2-38～2-39）

緑地の状況や現行計画の検証結果などを踏まえ、課題を見直します。

環境	河川を軸とした自然・生態系ネットワークの形成 ・河川等を軸としたネットワークの形成を骨格としており、親水空間の整備を進めてきている。 ・【追加】地球規模で課題となっている気候変動へ対応することが求められている。 ・【更新】河川等を軸とした自然環境の保全、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブの実現、親水空間の充実、公園緑地のネットワークの強化等、環境への負荷が小さく身近に水と緑を感じられる都市づくりが重要。
防災	総合的な災害対策の推進 ・市民の生命や財産を守るため、河川改修等災害を未然に防止するための都市基盤の整備が必要であり、被害を最小化する減災対策も進める必要がある。 ・【更新】近年、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラを様々な場面で実装することが期待されている。 ・公園や広場での遊水・貯留機能の確保や、農地の遊水機能の活用等、グリーンインフラをソフト・ハードの両面から活用した総合的な災害対策の推進を図る必要がある。 ・【追加】都市計画税を活用した雨水貯留機能などの防災機能を有する広場の整備を推進し、市街化区域内の防災力・減災力の向上が重要。
生活	地域の特性に応じた公園緑地の整備・充実 ・本市の都市公園面積は他都市に比べて少なく、ちびっこ広場や児童遊園等で、市民の身近な緑とオープンスペースを確保している。 ・【更新】都市構造上、整備の重要性が高い場所や公園が不足する場所等を中心に公園等の整備を検討するとともに、老朽化して市民ニーズに対応できなくなった既設公園の再整備や都市計画税を活用した身近な公園の整備等を図る必要がある。
活力	まちの活力を維持・向上するための都市づくり ・人口減少・超高齢社会の到来、中心市街地の空洞化、地域コミュニティの衰退等の課題に対して、住んでみたい・住み続けたいと思われる都市づくり、中心市街地の賑わいの再生、地域コミュニティの維持・活性化等、まちの活力を維持・向上する都市づくりが必要である。 ・【更新】都市の緑地は、心身ともに健康的な生活を送る上で欠かせない存在である。地域の実情に応じた緑の量・質の確保を図り、人々に楽しみややりがいを与える場として緑を活用することで、Well-beingが実感できる都市の実現が求められる。
活用	地域の歴史・文化的資源の保全と活用 ・【更新】市内には多くの社寺林や歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、歴史的な街道やその街並み等が残っており、貴重な地域の景観資源を有している。また、江戸末期から伝わる伝統工芸“七宝焼”も、七宝焼アートヴィレッジを拠点に伝統産業の継承や観光資源としての活用が進められている。 ・地域の歴史・文化的資源は、“緑”との関わりが強いことから、都市の景観形成や地域活性化等、様々な視点での保全と活用が求められる。
協働	市民や事業者との連携・協働の仕組みづくり ・近年、市民や事業者と連携・協働しながら公園緑地を整備、維持管理する自治体が増えている中、本市は仕組みや制度の整備が未だ不十分な状況にある。 ・【更新】これからの緑の都市づくりにおいては、公園緑地以外の施設も含めた緑とオープンスペースを上手に活用し、質の高い緑地空間の創出が求められることから、市民や事業者との連携・協働の仕組みづくりや緑に関する取組みの情報発信等が重要となる。

【計画の見直しポイント②：現況分析・現行計画の検証を踏まえた課題の設定】

本市の現況分析と現行計画の検証を実施した結果、計画策定時と比べて状況が大きく変化した項目はなく、また、計画は概ね順調に実行していることが分かりました。一方で、国が「緑の基本方針」を策定するなど、まちづくりにおいて緑に求められる役割が多様化しているため、緑に関する課題を見直します。

7. あま市が目指す緑の将来像 …第3章

現況整理や現行計画の検証結果を踏まえ、全体構想を見直します。

項目	内容
あま市が目指す 緑の姿 (p.3-1)	歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり
緑の基本方針 (p.3-2～3-4)	基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり 水（河川）と緑が持つ多面的な機能を活用するため、優良な緑地を確保する取り組みを推進し、環境への負荷が小さく、生物多様性が確保された、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する都市づくりを進めます。また、自然災害に備え、防災・減災機能が優れた緑の都市づくりを進めます。 基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり 地域の歴史・文化的資源を大切にしながら、市民の生活の質の向上を図り、活力と魅力ある市街地を形成し、Well-being が実感できる美しい緑の都市づくりを進めます。 基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり 水と緑の豊かな自然環境と、貴重な歴史と文化を次世代につないでいくために、地域と人の役割を最大限に活用し、持続可能な緑の都市づくりを進めます。
緑の保全・創出 ・活用の方針 (p.3-7～3-8)	(1) 緑の保全の方針 ～緑の保全による生態系ネットワークの形成～ ① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全 ⇒生物多様性の観点を追加 ② グリーンベルトを形成する農地の保全 ③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全 ⇒七宝焼ゆかりの地域の拠点として七宝焼アートヴィレッジを追加 (2) 緑の創出の方針 ～“都市の緑”創出による都市力の向上～ ① 防災・減災機能を強化する緑の創出 ⇒防災・減災機能として雨水貯留等を追加 ② 都市の魅力を高める緑の創出 ⇒都市構造上重要な場所として市役所を追加するとともに、グリーンインフラの実装による方針を追加 ③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出 (3) 緑の活用の方針 ～緑の活用による持続可能な都市づくり～ ① 市民の暮らしの質を高める緑の活用 ② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用 ③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用
都市公園等の 整備と管理の 方針 (p.3-9)	(1) 都市公園等の整備の方針 ～地域をいかす整備の方針～ ① 拠点となる公園緑地の整備 ② 既設の公園緑地の再整備と再生 ⇒災害時の避難地としての利活用に関する記載を追加 (2) 都市公園等の管理の方針 ～人をいかす管理の方針～ ① 市民・事業者・行政の協働による、公園を使いこなす仕組みづくり ⇒市民・事業者・行政が協働しながら、多様化する公園の利活用ニーズに対応し、公園を使いこなす仕組みを整えていく方針を追加 ② 民間活力導入による公園緑地の管理運営 ⇒都市公園以外の公園緑地を含めた管理運営の方針を追加 ③ 新たな価値創出や社会課題解決に向けた公園の管理運営 ⇒市民も含む多様な主体で公園の管理運営に取り組む方針を追加

項目	内容																														
	・基本方針に基づいて「緑の軸」「緑の拠点」「緑のゾーン」を設定 市役所を「緑の拠点」に追加																														
緑の将来像図 (p.3-5)																															
	凡例 <table><tr><td></td><td>グリーンベルト（農地の保全）</td><td></td><td>街なか居住拠点</td><td></td><td>市街地ゾーン</td></tr><tr><td></td><td>親水環境軸（水の軸）</td><td></td><td>防災・交流拠点</td><td></td><td>市街化検討ゾーン</td></tr><tr><td></td><td>生活交流軸（道の軸）</td><td></td><td>主な公園緑地</td><td></td><td>農住・自然ゾーン</td></tr><tr><td></td><td>緑の拠点</td><td></td><td>公共施設緑地</td><td></td><td>既存工業地・産業誘導候補地</td></tr><tr><td></td><td>歴史・文化拠点</td><td></td><td>寺社境内地</td><td></td><td>主な水路</td></tr></table>		グリーンベルト（農地の保全）		街なか居住拠点		市街地ゾーン		親水環境軸（水の軸）		防災・交流拠点		市街化検討ゾーン		生活交流軸（道の軸）		主な公園緑地		農住・自然ゾーン		緑の拠点		公共施設緑地		既存工業地・産業誘導候補地		歴史・文化拠点		寺社境内地		主な水路
	グリーンベルト（農地の保全）		街なか居住拠点		市街地ゾーン																										
	親水環境軸（水の軸）		防災・交流拠点		市街化検討ゾーン																										
	生活交流軸（道の軸）		主な公園緑地		農住・自然ゾーン																										
	緑の拠点		公共施設緑地		既存工業地・産業誘導候補地																										
	歴史・文化拠点		寺社境内地		主な水路																										

【計画の見直しポイント③：緑の将来像の見直し】

上位計画である「あま市総合計画」に大きな見直しはないため、基本的に**現行計画を踏襲**します。緑の基本方針は、課題と合わせて内容を見直します。また、都市公園等の整備と管理の方針は、緑が有する多機能性について反映するとともに、市民が公園をより使いやすい場所になるような仕組みづくりを行う方針、新たな社会課題等の解決に向けた公園の管理運営を行う方針を追加します。

緑の将来像図は、防災機能を有する市役所を令和5年に開庁し、市民に親しみやすく日常利用しやすい空間になるよう広場の整備等の緑化も実施していることから、新たに「緑の拠点」に追加します。